主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は、弁護人木戸悌次郎作成名義の控訴趣意書記載のとおりであるから、これをここに引用し、これに対して次のとおり判断する。

論旨第一点について

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 中西要一 判事 山田要治 判事 石井謹吾)